

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ベースのソルベンシー・マージン比率) ＜2025年度末＞

1. 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額
2. 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項
3. 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項
4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項
5. 外国証券の種類別差異調整に関する事項
6. 保険負債の商品別差異調整に関する事項
7. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項
8. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項
9. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

■単体ベースのソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（ソルベンシー・マージン）を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

この比率が100%以上あれば、必要な備えができて一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2025年度決算期から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

（本制度の適用は2025年度末からであるため、2024年度末以前の数値は開示していません。）

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払などに利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）および会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

当社は、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）および第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）ならびに令和7年金融庁告示第74号等の規定に基づき、単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出しています。単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

1. 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円、%)

要約(単体ベース)			
項目	イ	ロ	ハ
	2024 年度末	2025 年度末	増減
適 格 資 本 の 額 (A)	-	23,231	-
所 要 資 本 の 額 (B)	-	14,566	-
ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率 ((A) / (B))	-	159.4%	-

2. 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成(単体ベース)		
項目	イ	ロ
	2024 年度末	2025 年度末
Tier1 適格資本の額((B)-(C)) (A)	-	21,046
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	31,960
算入制限のない Tier1 資本調達手段の額	-	40,260
算入制限のある Tier1 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額	-	△ 8,299
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	-	△ 57,315
資本剰余金(Tier2 適格資本に算入されるものを除く)の額	-	48,692
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	-	△ 674
その他の拠出金等の額	-	-
経済価値ベースの調整額	-	997
Tier1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	10,914
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	-	9,606
繰延税金資産の額	-	1,307
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	-	-
他の金融機関等が意図的に保有している Tier1 資本調達手段の額	-	-
自己の Tier1 資本調達手段への投資の額	-	-
不適格再保険資産の額	-	-
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	-	-
Tier2 適格資本の額((E)-(F)-(G)) (D)	-	2,184
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	2,184
Tier2 資本調達手段の額	-	-
算入制限のある Tier1 資本調達手段の制限を超過した額	-	-
払込済み Tier2 資本調達手段の額	-	-

適格資本の額の構成(単体ベース)		
項目	イ	ロ
	2024 年度末	2025 年度末
払込未済の Tier2 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額	-	2,184
Tier2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	-	-
処分制約のある資産のうち Tier1 適格資本から控除される額	-	-
Tier2 バスケット(上限適用後)の額	-	2,184
Tier2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-
他の金融機関等が意図的に保有している Tier2 資本調達手段の額	-	-
自己の Tier2 資本調達手段への投資の額	-	-
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-
適格資本の額((A)+(D))	-	23,231

3. 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成(単体ベース)		
項目	イ	ロ
	2024 年度末	2025 年度末
生命保険リスクの額 (A)	-	-
損害保険リスクの額 (B)	-	10,272
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	-	68
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	-	9,970
財物保険類似の商品に係るリスクの額	-	292
その他保険に係るリスクの額	-	227
巨大災害リスクの額 (C)	-	4,508
巨大自然災害リスクの額	-	4,508
日本における地震に係るリスクの額	-	70
日本における風水災に係るリスクの額	-	4,499
日本における雪災に係るリスクの額	-	276
外国における巨大自然災害リスクの額	-	-
その他の額	-	-
その他の巨大災害に係るリスクの額	-	-
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
市場リスクの額 (D)	-	568
金利リスクの額	-	76

所要資本の額の構成(単体ベース)		
項目	イ	ロ
	2024 年度末	2025 年度末
スプレッドリスクの額	-	21
株式リスクの額	-	494
不動産リスクの額	-	24
為替リスクの額	-	-
資産集中リスクの額	-	148
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
信用リスクの額 (E)	-	404
オペレーショナル・リスクの額 (F)	-	2,045
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	-	-
分散効果の額 (H)	-	3,231
所要資本の額(税効果考慮前) ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)-(H)) (I)	-	14,566
所要資本の税効果の額 (J)	-	-
所要資本の額(税効果考慮後) ((I)-(J))	-	14,566

(注記)

1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。
2. 生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しています。

4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

(2025 年度末)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資 産 の 部				
総 資 産	107,557	570	1,639	109,766
現 金 及 び 預 貯 金	14,233	-	-	14,233
コ ー ル ロ ー ン	-	39	-	39
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	71,965	△39	-	71,925
国 債	39,792	-	-	39,792
地 方 債	7,647	-	-	7,647
社 債	15,234	7,780	-	23,015
株 式	-	-	-	-
外 国 証 券	879	590	-	1,469
そ の 他 の 証 券	8,410	△8,410	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
有 形 固 定 資 産	336	-	-	336
土 地	-	-	-	-
建 物	99	-	-	99
リ ー ス 資 産	185	-	-	185
建 設 仮 勘 定	-	-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	51	-	-	51
無 形 固 定 資 産	9,606	-	-	9,606
ソ フ ト ウ ェ ア	9,603	-	-	9,603
の れ ん	-	-	-	-
リ ー ス 資 産	-	-	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	-	-	2
前 払 年 金 費 用	-	-	-	-
繰 延 税 金 資 産	3,303	-	△1,995	1,307
再評価に係る繰延税金資産	-	-		-
貸 倒 引 当 金	△2	-	-	△2
投 資 損 失 引 当 金	-	-	-	-
そ の 他 資 産	8,114	-	3,815	11,929
特 別 勘 定 等 の 資 産	-	-	-	-
再 保 険 回 収 額		570	△180	389
負 債 の 部				
総 負 債	80,769	△3,605	641	77,805
保 険 負 債 (保 険 契 約 準 備 金)	73,349	△5,779	4,407	71,976

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産ポートフォリオによって複製 可 能 な 保 険 負 債				-
現在推計の額(保険契約準備金 のうち、規制上の準備金に属す る も の 以 外)	69,188			71,181
現在推計を超えるマージン (M O C E) の 額				795
規制上の準備金に属するもの (危 険 準 備 金 等)	4,160	△4,160	-	-
非 保 険 負 債	7,420	2,174	△3,765	5,829
その他の規制上の準備金(保険 負債に含まれるものを除く)	-	-	-	-
そ の 他 の 準 備 金	-	2,189	-	2,189
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-
新 株 予 約 権 付 社 債	-	-	-	-
退 職 給 付 引 当 金	-	-	-	-
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	26	-	-	26
そ の 他 の 引 当 金	505	-	-	505
価 格 変 動 準 備 金	15	△15	-	-
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	-	-	-	-
繰 延 税 金 負 債	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-		-
未 払 法 人 税 等	223	-	-	223
そ の 他 負 債	6,649	-	△3,765	2,884
純 資 産 の 部				
純 資 産	26,787	4,175	-	31,960
株 主 資 本 合 計	27,462	4,175	-	31,637
資 本 金	40,260	-	-	40,260
新 株 式 申 込 証 拠 金	-	-	-	-
資 本 剰 余 金	48,692	-	-	48,692
利 益 剰 余 金	△61,490	-	-	△61,490

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
規 制 上 の 準 備 金		4,175	-	4,175
(-) 自 己 株 式	-	-	-	-
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-	-	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△674	-	-	△674
その他有価証券評価差額金	△674	-	-	△674
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-	-	-
株 式 引 受 権	-	-	-	-
新 株 予 約 権	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
経 済 価 値 ベ ー ス の 調 整 額				997

(注記)

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 継続企業の前提

該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

ア. 金融商品等

金融商品等は、財務会計における時価評価額と同額を計上しています。

なお、投資信託等については、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産および取引に基づき計上しています。

イ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額としています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合させています。

また、再保険回収額における再保険金等の評価のうち、回収不能想定額については、プロポーショナルリティ原則を適用し、その計算を省略しています。

ウ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計における評価額に、経済価値ベースへの調整から生じる繰延税金資産の額を加算（または減算）しています。

(2) 負債の評価方法

① 当社における主な負債の評価方法は以下のとおりです。

ア. 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOGE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

(ア) 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっているすべての保険契約を、当該保険契約に伴うすべての義務が消滅するまで認識しています。

(イ) 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。また、第一の簡便法に用いるコンパインドレシオ・新契約費については直近の実績によって設定しています。

損害保険契約のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険

金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っています。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

損害調査費率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

(ウ) 割引率

割引率はリスクフリー・レート・イールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レート・イールド・カーブは、主に流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、すべての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

(エ) MOCE

MOCE はランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

イ. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計における評価額に、経済価値ベースへの調整から生じる繰延税金負債の額を加算（または減算）しています。

- ② 当社は、将来キャッシュ・フローの見積りの前提条件の一部にエキスパート・ジャッジメントを適用していますが、これを踏まえたうえで、負債評価全般について、最新かつ信頼できる情報と現実的な仮定に基づき、保守的または楽観的な偏りのないものと判断しています。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りに関する事項

① 経済価値ベースの保険負債および再保険回収額

ア. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額

(単位：百万円)

項目	金額
現 在 推 計	71,181
再 保 險 回 収 額	389
M O C E	795

イ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(ア) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記 3. (1) 資産の評価方法および 3. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

(イ) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提および翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計および MOCE が著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記 3. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

- a. 損害率、解約率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提
- b. 割引率に関する前提

(2) 会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

7. 重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(2025 年度末)

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整(単体ベース)				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	879	590	-	1,469
国債	-	191	-	191
地方債	-	-	-	-
社債	-	1,278	-	1,278
株式	-	-	-	-
その他	879	△879	-	-

(注記) 表に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

6. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(2025 年度末)

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)						
項目	イ 財務会計 ベースの額	ロ 再保険の グロスアップ	ハ 非経済前提 の更新	ニ 経済前提 の更新	ホ その他	ヘ 経済価値 ベースの額 (MOCE の額 を除く)
保 險 負 債	69,188	570	4,747	△ 1,135	△ 2,189	71,181
生 命 保 險 契 約 等	-	-	-	-	-	-
損 害 保 險 契 約 等	69,188	570	4,747	△ 1,135	△ 2,189	71,181
未経過責任に係る保険負債	35,413	227	2,164	△ 368	△ 2,014	35,421
財 物 保 險 類 似	5,300	3	△ 541	△ 439	-	4,323
自 動 車 保 險 類 似	27,731	195	3,385	67	-	31,380
賠 償 責 任 保 險 類 似	43	-	△ 43	0	-	0
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信 用 保 險	0	-	0	-	-	-
そ の 他 保 險	2,338	27	△ 636	3	△ 2,014	△ 282
既経過責任に係る保険負債	33,775	342	2,582	△ 766	△ 174	35,759
財 物 保 險 類 似	258	0	55	△ 4	-	310
自 動 車 保 險 類 似	32,870	273	2,413	△ 754	-	34,803
賠 償 責 任 保 險 類 似	122	-	31	△ 2	-	150
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信 用 保 險	-	-	-	-	-	-
そ の 他 保 險	523	69	82	△ 5	△ 174	495
再 保 險 回 収 額	-	570	△ 175	△ 5	-	389
生 命 保 險 契 約 等	-	-	-	-	-	-
損 害 保 險 契 約 等	-	570	△ 175	△ 5	-	389
未経過責任に係る保険負債	-	227	△ 175	0	-	52
財 物 保 險 類 似	-	3	△ 3	-	-	-
自 動 車 保 險 類 似	-	195	△ 59	0	-	136
賠 償 責 任 保 險 類 似	-	-	-	-	-	-
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信 用 保 險	-	-	-	-	-	-
そ の 他 保 險	-	27	△ 111	0	-	△ 83
既経過責任に係る保険負債	-	342	-	△ 6	-	336
財 物 保 險 類 似	-	0	-	0	-	0

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提 の更新	経済前提 の更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCE の額 を除く)
自動車保険類似	-	273	-	△ 5	-	268
賠償責任保険類似	-	-	-	-	-	-
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	-	-	-	-	-
その他保険	-	69	-	0	-	68

(注記) 生命保険契約等に係る保険負債の額および再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の内訳である各項の記載を省略しています。

7. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(2025 年度末)

(単位：％、百万円)

感応度分析(単体ベース)		
項目	イ	ロ
	当期末の数値	株式・不動産 10%下落
ソルベンシー・マージン比率	159.4%	△4.8%
適格資本の額	23,231	△ 727
総 資 産	109,766	△ 524
保険負債の額(MOCEを除く)	71,181	-
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	795	-
非保険負債の額	5,829	-
純 資 産 の 額	31,960	△ 524
所 要 資 本 の 額	14,566	△ 16
市 場 リ ス ク の 額	568	△ 47

(注記) シナリオ「円金利 50 ベーシス・ポイント上昇」「円金利 50 ベーシス・ポイント下降」「米ドル金利 50 ベーシス・ポイント上昇」「米ドル金利 50 ベーシス・ポイント下降」「円金利 UFR50 ベーシス・ポイント下降」「為替 10%円高」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が 1%未満であるため、記載を省略しています。

8. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

(1) 現在推計の額の計算に係る前提および手法

下記については、「4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項」の注記 3. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

- ① 割引率
- ② 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法
- ③ 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

(2) 所要資本の額の計算に係る前提および手法

① リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しています。

(3) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提および手法

該当事項はありません。

(4) ソルベンシー・マージン比率の計算の重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

9. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門および商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者および単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しています。

検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいています。検証責任者の選任にあたっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しています。

また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めています。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けています。